

# 現場説明書

1 工 事 名 令和2年度本庁・逸見地区水道メーター交換等工事  
2 監 督 員 経営部 経営料金課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 契約の保証について

契約の保証 要 不要  
契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

### 3. 前払金について

前払金 する しない  
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 4. 中間前払金について

中間前払金 する しない  
中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

### 5. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

### 6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

~~(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
<del>初年度(年度)</del>	<del>—%</del>	<del>支払限度額・請負代金額の—%</del>
<del>第2年度(年度)</del>	<del>—%</del>	<del>支払限度額・請負代金額の—%</del>
<del>第3年度(年度)</del>	<del>—%</del>	<del>支払限度額・請負代金額の—%</del>

~~(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

## 7. 契約に関する事項について

### (1) 設計図書関係

- ア 土木工事等における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

### (2) 提出書類関係

- ア 請負代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
- イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
- ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負関係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。
  - ・ 施工体制台帳
  - ・ 施工体系図
  - ・ 再下請負通知書 (再下請負の発注がある場合)
- カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

### (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

### (4) 支給材料、貸与品関係

- |           |    |    |
|-----------|----|----|
| ア 支 給 材 料 | あり | なし |
| イ 貸 与 品   | あり | なし |

### (5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

### (6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

### (7) 部分引渡し関係

- |           |    |    |
|-----------|----|----|
| 部分引渡し指定部分 | あり | なし |
|-----------|----|----|

### (8) 火災保険等の関係

- |                 |    |    |
|-----------------|----|----|
| 火災保険その他の保険の付保条件 | あり | なし |
|-----------------|----|----|

## 8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事> において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

## ~~9. コリンスの登録について~~

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## ~~10. 建設業退職金共済制度への加入について~~

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合は、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。  
なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。
- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に参加せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評定において考慮される事となる。

#### 11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

(2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

#### 12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

#### 13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

#### 14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

#### 15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### 16. 技術的事項について（別紙）

# 施工条件明示事項

工事名 令和2年度本庁・逸見地区水道メーター交換等工事

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。  
又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考																				
■ 工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響																					
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)	法定検定期間満了に伴うメーター交換工事については、「水道メーター交換等工事特記仕様書」を参照してください。																				
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立																					
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	1) 交通管理者協議により、作業時間の制約があった場合は厳守すること。																				
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間																					
	<input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数																					
□ 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分																					
	<input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地																					
	<input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用																					
	<input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容																					
□ (公害・排水等) 周辺環境関係	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	1) 設計図書に示すとおり、排ガス対策型機械等を使用すること。																				
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設	1) 参考【見積り参考として、水替工は延べ ○○日を見込んでいる。】																				
	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策																					
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止関係																					
□ 安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	1) 現場調査を実施し、安全施設計画図を監督員に提出すること。 2) 関係機関との協議により安全施設図に変更が生じた場合、監督員と別途協議する。																				
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限																					
	<input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設																					
	<input type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	1) 交通誘導員 地元又は道路管理者等との調整により、配置体制に変更が生じた場合には、監督員と協議する。 ① 主な工種の配置体制 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>A-1</th> <th>A-2</th> <th>A-3</th> <th>B-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○工事</td> <td>○名/日</td> <td>○名/日</td> <td>○名/日</td> <td>○名/日</td> </tr> <tr> <td>○○工事</td> <td></td> <td>○名/日</td> <td></td> <td>○名/日</td> </tr> <tr> <td>○○工事</td> <td></td> <td>○名/日</td> <td></td> <td>○名/日</td> </tr> </tbody> </table> ② 交通誘導員の資格 交通誘導員全て警備業法による警備員とし、特に○-○工区は交通誘導警備業務検定(1級又は2級)の合格者を配置すること。 2) 参考【見積り参考として、交通誘導員は延べ ○○人を見込んでいる。】		A-1	A-2	A-3	B-1	○○工事	○名/日	○名/日	○名/日	○名/日	○○工事		○名/日		○名/日	○○工事		○名/日		○名/日
		A-1	A-2	A-3	B-1																	
○○工事	○名/日	○名/日	○名/日	○名/日																		
○○工事		○名/日		○名/日																		
○○工事		○名/日		○名/日																		
<input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策																						

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
□ 工事関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置	
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	
	<input type="checkbox"/> 一般道路の占用	
□ 仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	
□ 建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	1) 公共建設発生残土 ① 土砂検定結果UCRへ搬出出来ない場合、設計変更について監督員と協議する。 ② 受入場所 ; URR(久里浜港) ③ 受入条件は受入先の条件による。
	<input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	1) 改良土 設計図書のとおりとし、受入条件については受入先の条件による。  2) その他についても設計図書に基づき、再生資材を使用する。 なお、使用に際し品質が適正なものであるか確認するものとする。
	<input type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理	1) 設計図書のとおりとし、受入条件については受入先条件による。
□ 薬液関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境への調査	
□ 工事物支障等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	
	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	
■ その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き	
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品	「水道メーター交換等工事特記仕様書」を参照してください。
	<input checked="" type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品	「水道メーター交換等工事特記仕様書」を参照してください。
	<input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	<input type="checkbox"/> 架設工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定	
	<input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 部分使用	
	<input type="checkbox"/> 給水の必要	
	<input type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書	
<input type="checkbox"/> その他	1) 参考【見積り参考として、測量作業に伴う立会作業の回数は〇〇回を見込んでいる。】	

## 水道メーター交換等工事特記仕様書（小型水道メーター用）

本工事の仕様は、この特記仕様書に定められたもののほか、当局水道工事共通仕様書、付編の特記仕様書及び施工技術書による。

### （適用）

1. この仕様書は、横須賀市上下水道局（以下「局」という。）が管理する口径 40mm 以下の水道メーター（以下「メーター」という。）に係る次の各号に掲げる工事（以下「工事」という。）に適用する。
  - （1）法定検定期間満了に伴うメーター交換工事（以下「検満交換」という。）
  - （2）メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事
  - （3）上記工事に伴うメーターバルブ（補助止水栓）（以下「メーターバルブ」という。）交換工事

### （工事期間）

2. 工事の期間は、契約の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

### （実施時期）

3. 工事の実施時期は次のとおりとする。
  - （1）検満交換の実施時期は、検定期間により以下の 3 回に分ける。
    - 第 1 回：令和 2 年 7 月 6 日から令和 2 年 8 月 1 日まで  
交換個数 2,626 個（予定）
    - 第 2 回：令和 2 年 10 月 5 日から令和 2 年 10 月 31 日まで  
交換個数 1,792 個（予定）
    - 第 3 回：令和 3 年 1 月 25 日から令和 3 年 2 月 20 日まで  
交換個数 2,006 個（予定）
  - （2）その他工事の実施時期は、工事期間において、発生の都度、施工するものとする。

### （工事基準）

4. 工事は、契約書及びこの仕様書に基づいて施工するものとする。
  - （1）工事の施工は、計量法、その他関係法規、条例、規則等に遵守するものとする。
  - （2）作業時間は原則として、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、メーター所有者または使用者等（以下「使用者等」という。）の都合で変更する場合は、あらかじめ局監督員と協議するものとする。
  - （3）請負者は、横須賀市指定給水装置工事事業者規程第 12 条に規定する主任技術者または当該主任技術者が技能を有すると認めたる者を従事させなければならない。
  - （4）請負者は、固定した工事従事者名を局監督員へ提出し、承諾を得なければならない。  
また、工事従事者は、作業中は局で交付する身分証明書を必ず携帯し、提示を求められた場合はこれを提示するなど、使用者等とのトラブル防止等に努めなければならない。
  - （5）請負者は、局から工事を請け負っていることがわかる腕章を作成し、工事従事者に、これを身に着けさせて施工させなければならない。
  - （6）請負者は、使用者等との対応が誠実で丁寧に行える、技術に熟練した者を従事させなければならない。  
また、苦情等の処理にあたり常時連絡がつく体制を作り、迅速に行動し、使用者等の信頼を損なわないようにしなければならない。
  - （7）請負者は、各検満交換の交換個数に見合うだけの工事従事者を配置し、施工にあたらせなければならない。
  - （8）この仕様書等に明示されていない事項であっても工事の性質上、当然必要なものについては、局監督員の指示に従い施工するものとする。

(工事の通知)

5. 請負者は、工事の着手に先立ち、使用者等に次に掲げる通知をしなければならない。
- (1) 検満交換は、着手に先立ち、使用者等に対して局で作成したはがきで事前に工事の内容、交換予定月日等を通知しなければならない。ただし、使用者等がメーター取付請求控え及び異動連絡票（以下「異動連絡票」という。）で転居し居住していないことが明らかな場合は、この限りではない。  
交換予定月日は、雨天等を考慮し、4、5日程度の許容範囲を限度とし明記すること。
  - (2) メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事は、緊急的な工事であり、通知状による通知の必要はない。ただし、飲食店・集合住宅等水の需要が多い施設の場合には、通知状により通知し、了解を得なければならない。
  - (3) 工事の当日には、使用者等にあいさつを行い、交換の趣旨を丁寧に説明し、了承を得たうえでメーター交換を行うこと。また、水道メーターの交換の際には、原則立会いを求めなければならない。  
はがきは、当初から作成されていない場合や未着などで使用者に届いていない場合もあるため、このような場合は特に気をつけること。  
ただし、使用者等が不在の場合や、転居し居住していないことが明らかな場合はこの限りではない。
  - (4) 検満交換工事及び故障交換工事の完了時は、使用者等に配布する「水道メーター交換工事完了のお知らせ（以下「完了のお知らせ」という。）」を作成し、通知すること。

(工事の準備)

6. 請負者は、工事の着手、施工に先立ち、必要な材料、器材等を準備すると共に、以下の準備を行うこと。
- (1) 検満交換前の準備
    - ア. 請負者は、工事の着手前に、異動連絡票に基づき、メーター番号表を区域別に作成し、局監督員に提出しなければならない。
    - イ. 各区域で定めた番号のメーターは、別区域に使用してはならない。
    - ウ. 交換メーターの番号は、異動連絡票に沿って、口径別にメーター番号の小さいものから順番に記入し、現場では異動連絡票に記入されたメーター番号のとおり交換すること。
    - エ. メーター指針の読み方は重要なため、請負者は、工事着工前に必ず工事従事者に間違いのないよう周知徹底すること。  
(指針は、 $m^3$ 単位で読み、100Lの単位を、取付けの場合は、切上げ、取外しの場合は切捨てとする。新品メーターの $1m^3$ 未滿の指針は、取付けの場合にあたることから、 $1m^3$ に切上げた読みとする。)

(工事の着手)

7. 工事は、上記工事準備が完了したうえで、局の指示により着手するものとする。

(工事日報)

8. 検満交換の工事日報は、異動連絡票の写しを代用し、必要事項を記入したうえで、作業日ごとにファックスまたはメールで局監督員に提出しなければならない。ただし、メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事は、局監督員の指示によるものとする。

(工事写真)

9. メーターバルブを交換したときは、黒板に使用者等の水栓番号、伝票番号、施工年月日及び請負者名を記載し、現地で新しく取付けたメーターバルブと取外したメーターバルブがわかるよう撮影し、局監督員へ提出すること。



(メーターの支給)

10. 取付け用の新メーターは、局が支給する。

- (1) 検満交換に使用する新メーターは、実施時期に合わせ、メーカーから直接請負者保管場所へ納入されるので、納入保管場所について、事前に局と調整を行い、遺漏なきよう努めること。
- (2) メーター取付工事及び故障等メーター交換工事用の新メーターは、その発生の都度支給する。
- (3) 支給メーターの保管場所は、横須賀市内で風雨の影響がなく、盗難等を防げる(カギのかかる)構造のものとする。

(その他材料)

11. 工事に必要なその他の材料は請負者負担とする。

(工事施工)

12. 工事の施工は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 検満交換

ア. 工事は、使用者等の立会いのもとに行うこと。

使用者等が不在の場合は、「水道メーター交換についてのお願い」(以下「交換のお願い」という。)を配布し、使用者等と施工日を協議し交換しなければならない。ただし、使用者等が不在の場合であっても、工事に支障のない場合は交換等作業を行うことができる。しかし、塀を乗り越えて侵入したり、外部から不審に思われるような行動をとってはならない。

交換のお願いを配布しても使用者等と連絡がとれない場合は、再度、再再度、曜日、時間を変えて訪問するなど、粘り強く対処すること。

イ. 検満交換は、請負者の責任において必ず施工しなければならない。ただし、特別の事情で施工できない場合は、局監督員と協議すること。

ウ. 特別の理由で交換できない場合は、局監督員の指示に従い未交換のメーターは返納すること。また、必要に応じて現場状況が判断できる写真を撮影し、局監督員に提出すること。

エ. 交換対象の家屋で、増改築工事や家屋の取壊しが行われている場合は、給水装置の新設、増設、撤去工事が予想されるため、その工事内容を確認し、メーター口径の変更や撤去等が予定されている場合は交換を中止し、その旨を局監督員へ連絡すること。

オ. メーター交換終了時は、「完了のお知らせ」及びメーター交換指針カード(以下「カード」という。)に所要事項を記入し、「完了のお知らせ」は使用者等のポストへ投函するとともに「カード」はメーターの蓋に挟んでおくこと。

カ. 完了のお知らせ、カード、異動連絡票に記載する施工日、新旧メーター番号、新旧メーター指針などの所要事項は、重要な情報のため、記入に過誤のないようにすること。

また、異動連絡票などのその他提出資料は、所定の取外メーター等返納作業の後、記載内容の再点検のうえ、局監督員に提出すること。

キ. 取外メーター返納場所は、局監督員が指示する場所とする。

ク. 取外メーター指針は、数字の読み間違い等単純な間違いが様々あるため、必ず2回以上、メーター指針を確認したうえで、異動連絡票に記入すること。

ケ. 異動連絡票に記載する新取付メーター番号については、重複確認を必ず行うこと。

コ. 取外メーターの返納方法は、よく洗浄・乾燥のうえ、異動連絡票の記載順に整列し、メーター保管箱ごとに最初となるメーターに目印をつけること。

サ. 取外メーターの指針確認は、返納場所で返納メーターの指針確認を受け、異動連絡票に確認印を受けなければならない。指針等記載に過誤があった場合は訂正し、現地に配布の「カード」も書き換えること。

シ. 返納作業は、メーター整頓等作業の迅速な遂行のため、請負者は、最低3人以上の作業員を従事させること。

ス. メーター交換調査工は、廃止中や交換困難箇所の調査とする。

## (2) メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事

- ア. メーター取付・取外工事及び故障等メーター交換工事は、局が発行する水道メーター取替伝票（以下、「伝票」という。）により請負者に通知する。請負者は通知受領後速やかに施工すること。ただし、日時等を指定した場合は、その指示に従い施工すること。
- イ. 工事は、原則として使用者等の立会いのもとに行うこと。ただし、使用者等が不在の場合であっても、工事に支障のない場合は交換等作業を行うことができる。
- ウ. メーター取外工事は、メーター取外し後、メーターバルブを閉止状態にし、量水器閉止プラグを取付けること。
- エ. メーター取付工事は、接合箇所をよく清掃し、取付けを行うこと。  
 なお、メーター取付け後、一定量通水し漏水の有無の確認を行い、パイロットが停止しない場合は漏水と判断できるため、メーターバルブを閉止状態にすると共に、その旨を使用者等及び局監督員に伝えること。
- オ. 故障等メーター交換は、上記イ及びエと同様とし、併せて、完了のお知らせ及びカードを作成し、検漏交換の項オと同様の処理を行うこと。

## (3) 基本的な注意事項

- ア. メーター交換工事において、メーター交換時作業チェックリストを活用するなど、交換作業が適正に行われているか、請負者の責任において管理すること。
- イ. メーターの運搬及び取扱いは丁寧に行い、衝撃等を与えないようにすること。
- ウ. メーターパッキンは、新品を使用しなければならない。  
 また、伸縮管を使用している場合は、伸縮パッキンも交換しなければならない。
- エ. 工事において、着手前に漏水を発見した場合は、速やかに局監督員へ連絡し、その指示を受けなければならない。
- オ. メーター交換時にメーターバルブに停水器が設置されている場合は交換を行わないこと。  
 また、メーター交換時にメタル等で停水されていることが判明した際には、局監督員に連絡して指示を受けること。
- カ. メーター交換工事及びメーター取外工事は、伝票に記載されているメーター番号であることを確認した後、交換、取外作業を行うこと。
- キ. メーター交換工事及びメーター取付工事は、接合箇所を清掃して給水管内に汚水、異物等が入らないようにし、メーター本体の流入方向を示す矢印を確認して、本体を水平に取付けなければならない。
- ク. 口径 40mm のゲート弁（メーターバルブ及び止水栓）の開閉作業は、故障し易いので十分に注意して慎重に行うこと。（閉止するときは、開けては閉めての開閉を数回行い、決して閉めすぎないこと。）
- ケ. メーター取付け後、メーターバルブを開栓し正常に給水されているか、漏水や逆取付け等の異状がないか、メーター本体のパイロット等で確認しなければならない。
- コ. 通水に際しては、じゃ口等を開けてメーターバルブを3秒以上の余裕をもって開栓し、メーター本体のパイロットの回転状況を確認しながら作業しなければならない。
- サ. 工事に際して、メーターバルブが故障・不良の場合は交換すること。  
 交換後は、上記工事写真に従い撮影し、メーター返納時にバルブ取付箇所一覧表に添えて局監督員へ提出すること。（取外したメーターバルブは、請負者で処分すること。）
- シ. 故障等メーター交換工事及びメーター取外工事後の撤去メーターは、作業完了後、伝票に所要事項を記入し経営料金課に返納すること。
- ス. 伝票に記載する工事の施工日、新旧メーター番号、新旧メーター指針は、過誤のないよう記入し、局監督員に提出すること。
- セ. メーター交換等工事の関連で使用者等の費用工事（2次側漏水など）が必要な場合は、必ず事前に使用者等に費用負担の説明を行うと共に、概算額（見積）を提示したうえで、了解を得てから施工し、金銭的なトラブルを起こさぬよう努めること。
- ソ. 工事施工に当たり不明な点は、局監督員に連絡して指示を受けなければならない。

(撤去メーターの返納場所)

13. 検漏交換等に係る撤去メーターは、局が指示する場所に返納すること。

(保安衛生)

14. 請負者は、工事中保安衛生に十分注意を払い、使用者等及び近隣住民に迷惑、損害を及ぼさぬよう施工しなければならない。このために必要とする処置は、関係者と協議し処置しなければならない。  
また、この工事施工が原因で発生した事故については、すべて請負者の責任において処理すること。

(損害賠償)

15. 工事中、地上及び地中の既設構築物、埋設物等に支障を及ぼさぬよう注意して施工し、必要に応じて請負者の負担を持って適当な防護を施すものとする。これらに損害を与えた場合は、すべて請負者の負担をもって復旧、補償をしなければならない。  
また、工事施工について発生するすべての事故及び損害に対しても同様とする。

(メーター損傷、破損及び逆取付けによる損害賠償)

16. 請負者は、局支給のメーターを亡失、損傷、破損させた場合または逆取付けした場合は、これを賠償しなければならない。

(工事の補償)

17. 工事完了後1年以内に、当該工事の欠陥に起因した漏水、その他の故障があったときは、請負者の負担において修繕をしなければならない。ただし、局が故障原因について、不可抗力または使用者等の故意、若しくは過失によるものであると認めた場合は、この限りではない。

(工事の完了)

18. 請負者は第2項に定める工事期間中、工事が完了したごとに、所定の書類に必要事項を記載し、局監督員に工事の完了を報告すると共に、所定の書類を提出すること。  
検査については、上下水道局契約事務取扱規程による。

(契約方法)

19. 本工事は、単価契約である。

(支払方法)

20. 工事費は、各施工月末日に提出されたメーター交換等工事報告書に基づき、契約単価により算出した額に、消費税等相当額を加算した合計金額(1円未満は切り捨てる。)を請負者の請求により支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

21. 請負者は、発注者の承諾なしに、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。

(個人情報保護)

22. 請負者は、工事の施工に伴い、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)第14条に規定する責務を遵守すると共に、別紙1(個人情報の取扱いに関する特記事項)の内容を遵守しなければならない。

(グリーン購入及び環境配慮)

23. 工事費用の中に受託者が物品等を調達する経費が含まれている場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等の調達を行うこととする。  
本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているの

で、受託者においてもできる限り環境に配慮した取組を実施すること。

(その他)

24. 本仕様書に定められていない事項、または疑義ある事項については、その都度局監督員と請負者が協議のうえ決定する。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

令和2年度本庁・逸見地区水道メーター交換等工事  
工事設計書

2020年度	工事番号																
工事名	令和2年度本庁・逸見地区水道メーター交換等工事																
ブロック番号		工事場所 横須賀市坂本町他															
予算科目																	
工事概要	<p>本工事は、上記地内において検定期間満了に伴う水道メーター交換等工事するものであり、工事概要は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">水道メーター交換（検満）</td> <td style="width: 30%;">φ13～40</td> <td style="width: 40%;">6,424個（予定）</td> </tr> <tr> <td>水道メーター交換（故障等）</td> <td>φ13～40</td> <td>37個（予定）</td> </tr> <tr> <td>水道メーター取付</td> <td>φ13～40</td> <td>22個（予定）</td> </tr> <tr> <td>水道メーター取外</td> <td>φ13～40</td> <td>42個（予定）</td> </tr> <tr> <td>メーターバルブ交換</td> <td>φ13～25</td> <td>82個（予定）</td> </tr> </table>		水道メーター交換（検満）	φ13～40	6,424個（予定）	水道メーター交換（故障等）	φ13～40	37個（予定）	水道メーター取付	φ13～40	22個（予定）	水道メーター取外	φ13～40	42個（予定）	メーターバルブ交換	φ13～25	82個（予定）
	水道メーター交換（検満）	φ13～40	6,424個（予定）														
水道メーター交換（故障等）	φ13～40	37個（予定）															
水道メーター取付	φ13～40	22個（予定）															
水道メーター取外	φ13～40	42個（予定）															
メーターバルブ交換	φ13～25	82個（予定）															
<p>工期 自令和 年 月 日 至令和 3年 3月31日</p>																	
工事施行方法	請負	工事日数 日															



## 本 工 事 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
メーター交換等工事				式	1			/H
請負工事費								/H
直接工事費								/H
工事費								/H
		水道メーター交換 (検 漏)	Φ13~40	式	1			第1号内訳書参照 @U001
		水道メーター交換 (故 障等)	Φ13~40	式	1			第2号内訳書参照 @U002
		水道メーター取付	Φ13~40	式	1			第3号内訳書参照 @U003
		水道メーター取外	Φ13~40	式	1			第4号内訳書参照 @U004
		メーターバルブ交換	Φ13~25	式	1			第5号内訳書参照 @U005
工事費 計								+3
直接工事費 計								++P

付属 1

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
	純工事費							++J
	工事価格							++T
	消費税等相当額			式	1			%S10
	請負工事費 合計							++U

第 1 号内訳書 水道メーター交換 (検満)

Φ13~40

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
メーター交換 (検満)	Φ13 異動連絡票による	個	1,786			第 1 号一位代価表参照 Z0001
メーター交換 (検満)	Φ20 異動連絡票による	個	4,576			第 2 号一位代価表参照 Z0002
メーター交換 (検満)	Φ25 異動連絡票による	個	45			第 3 号一位代価表参照 Z0003
メーター交換 (検満)	Φ40 異動連絡票による	個	17			第 4 号一位代価表参照 Z0004
メーター交換広報工		戸	6,424			第 5 号一位代価表参照 Z0021
メーター交換調査工		件	128			第 6 号一位代価表参照 Z0022
計						

第 2 号内訳書 水道メーター交換 (故障等)

Φ13~40

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
メーター交換 (故障等)	Φ13	個	15			第 7 号一位代価表参照 Z0005
メーター交換 (故障等)	Φ20	個	15			第 8 号一位代価表参照 Z0006
メーター交換 (故障等)	Φ25	個	2			第 9 号一位代価表参照 Z0007
メーター交換 (故障等)	Φ40	個	5			第 10 号一位代価表参照 Z0008
計						

## 第 3 号内訳書

## 水道メーター取付

Φ13~40

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
メーター取付	Φ13	個	10			第11号一位代価表参照 Z0009
メーター取付	Φ20	個	5			第12号一位代価表参照 Z0010
メーター取付	Φ25	個	2			第13号一位代価表参照 Z0011
メーター取付	Φ40	個	5			第14号一位代価表参照 Z0012
計						

第 4 号内訳書 水道メーター取外

Φ13~40

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
メーター取外	Φ13	個	25			第 15 号一位代価表参照 Z0013
メーター取外	Φ20	個	10			第 16 号一位代価表参照 Z0014
メーター取外	Φ25	個	2			第 17 号一位代価表参照 Z0015
メーター取外	Φ40	個	5			第 18 号一位代価表参照 Z0016
計						

## 第 5 号内訳書

## メーターバルブ交換

Φ13~25

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
メーターバルブ交換	Φ13	個	70			第 19 号一位代価表参照 Z0017
メーターバルブ交換	Φ20	個	10			第 20 号一位代価表参照 Z0018
メーターバルブ交換	Φ25	個	2			第 21 号一位代価表参照 Z0019
計						

第 1 号 一位代価表 メーター交換 (検満)

Φ 1 3  
異動連絡票による

Z0001

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.036			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.054			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.003			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					



第 2 号 一位代価表 メーター交換 (検満)

Φ 2 0  
異動連絡票による

Z0002

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.043			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.072			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.003			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計						1個 当り
						1個 当り

第 3 号 一位代価表 メーター交換 (検満)

Φ 2 5  
異動連絡票による

Z003

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.056			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.09			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生産品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.003			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					

第 4 号 一位代価表 メーター交換 (検満)

Φ40  
異動連絡票による

Z0004

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.39			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.12			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
メーター交換調整工		件	1			2 第 22 号一位代価表参照 Z0020
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.012			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

## 第 5 号 一位代価表 メーター交換広報工

500 戸 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
検満交換事前ハガキ投函料		戸	500			局独自 2 Y0001
軽作業員		人	1			県単価・2020/03/01・労務1 12 R0012
諸雑費(有効4桁以内調整)		%	20			(1) 2 #09
経費		%	86.76			(2) #00
計	500戸 当り					
	1戸 当り					

第 6 号 一位代価表 メーター交換調査工

1 件 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.036			1 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.003			1 局独自 P0060
経 費		%	86.76			(1) #00
計	1件 当り					
	1件 当り					

## 第 7 号 一位代価表 メーター交換 (故障等)

Φ 1 3

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.165			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.045			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.002			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

第 8 号 一位代価表 メーター交換 (故障等)

Φ 2 0

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.195			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.06			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.002			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計						1個 当り
						1個 当り

第 9 号 一位代価表 メーター交換 (故障等)

Φ 2 5

1 個 当り

Z0007

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.255			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.075			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.002			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計						1個 当り
						1個 当り



## 第 10 号 一位代価表 メーター交換 (故障等)

Φ40

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.39			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.12			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
メーター交換調整工		件	1			2 第 22 号一位代価表参照 Z0020
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.008			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計						1個 当り
						1個 当り

## 第 11 号 一位代価表 メーター取付

Φ13

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.11			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.03			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生産品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t 吊 片道運搬距離10km	t	0.001			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

## 第 12 号 一位代価表 メーター取付

Φ 2 0

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.13			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.04			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.001			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

## 第 13 号 一位代価表

メーター取付

Φ 25

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.17			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.05			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.001			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

## 第 14 号 一位代価表 メーター取付

Φ 4.0

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.26			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.08			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
メーター交換調整工		件	1			2 第 22 号一位代価表参照 Z0020
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.004			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

## 第 15 号 一位代価表 メーター取外

Φ 1 3

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.095			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.055			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.001			2 局独自 P0060
閉栓プラグ	Φ 1 3	個	2			2 局独自 Y0005
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

## 第 16 号 一位代価表 メーター取外

Φ 2 0

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.105			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.06			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.001			2 局独自 P0060
閉栓プラグ	Φ 2 0	個	2			2 局独自 Y0006
経費		%	86.76			(2) #00
計						1個 当り
						1個 当り

## 第 17 号 一位代価表 メーター取外

Φ 2 5

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.125			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.065			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
現場発生産品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.001			2 局独自 P0060
閉栓プラグ	Φ 2 5	個	2			2 局独自 Y0007
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					



## 第 18 号 一位代価表 メーター取外

Φ40

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.13			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.04			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
メーター交換調整工		件	1			2 第 22 号一位代価表参照 Z0020
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付 積載質量4t積 2.9t吊 片道運搬距離10km	t	0.004			2 局独自 P0060
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

## 第 19 号 一位代価表 メーターバルブ交換

Φ 1 3

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.03			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.03			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
メーターバルブ	φ 1 3 (ボール式)	個	1			2 局独自 Y0002
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

## 第 20 号 一位代価表 メーターバルブ交換

Φ 2 0

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.03			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.03			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
メーターバルブ	φ 2 0 (ボール式)	個	1			2 局独自 Y0003
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					
	1個 当り					

## 第 21 号 一位代価表 メーターバルブ交換

Φ 25

1 個 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人	0.03			12. 県単価・2020/03/01・労務1 R0028
普通作業員		人	0.03			12 県単価・2020/03/01・労務1 R0008
諸雑費		%	1			(1) 2 #00
メーターバルブ	φ 25 (ボール式)	個	1			2 局独自 Y0004
経費		%	86.76			(2) #00
計	1個 当り					

## 第 22 号 一位代価表 メーター交換調整工

16 件 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
世話役 (一般)		人	1			1 県単価・2020/03/01・労務1 R0001
軽作業員		人	1			1 県単価・2020/03/01・労務1 R0012
諸雑費 (有効 4 桁以内調整)		%	10			(1) #09
計	16件 当り					
	1件 当り					

単独基礎単価一覧表

2020年3月1日

コード	名称	規格	単位	単価	区	構成比	摘要
Y0001	検漏交換事前ハガキ投函料		戸	57			局独自
Y0002	メーターバルブ	φ 13 (ボール式)	個	5,310			局独自
Y0003	メーターバルブ	φ 20 (ボール式)	個	8,890			局独自
Y0004	メーターバルブ	φ 25 (ボール式)	個	11,350			局独自
Y0005	閉栓プラグ	Φ 13	個	120			局独自
Y0006	閉栓プラグ	Φ 20	個	190			局独自
Y0007	閉栓プラグ	Φ 25	個	290			局独自

別 表

## 令和2年度本庁・逸見地区水道メーター交換等工事 施工位置

坂本町、汐入町、本町、稲岡町、泊町、新港町、小川町、大滝町、緑が丘、若松町

日の出町、米が浜通、平成町、安浦町、三春町、富士見町、田戸台、深田台、上町

不入斗町、鶴が丘、平和台、汐見台、望洋台、佐野町

安針台、吉倉町、西逸見町、山中町、東逸見町、逸見が丘

## 令和2年度本庁・逸見地区水道メーター交換等工事請負代金内訳表

名 称	形状・寸法	予定個数	上限単価(円)	単 価	摘 要
メーター交換(検満)	φ13	1,786 個	3,690		
メーター交換(検満)	φ20	4,576 個	4,700		
メーター交換(検満)	φ25	45 個	5,970		
メーター交換(検満)	φ40	17 個	26,100		
メーター交換(故障等)	φ13	15 個	8,590		
メーター交換(故障等)	φ20	15 個	10,430		
メーター交換(故障等)	φ25	2 個	13,490		
メーター交換(故障等)	φ40	5 個	26,060		
メーター取付	φ13	10 個	5,720		
メーター取付	φ20	5 個	6,950		
メーター取付	φ25	2 個	8,990		
メーター取付	φ40	5 個	19,080		
メーター取外	φ13	25 個	6,570		
メーター取外	φ20	10 個	7,440		
メーター取外	φ25	2 個	8,840		
メーター取外	φ40	5 個	12,140		
メーターバルブ交換	φ13ボールバルブ	70 個	12,350		
メーターバルブ交換	φ20ボールバルブ	10 個	19,040		
メーターバルブ交換	φ25ボールバルブ	2 個	23,640		
メーター交換広報工		6,424 戸	174		
メーター交換調査工		128 件	1,470		